

活動団体等募集中！ 環境美化サポート制度

住みよいきれいなまちづくりをみんなで広げませんか？

町では、道路、公園、河川等の公共空間の環境美化を促進するため「環境美化サポート制度」を実施しています。この制度は、町とボランティアの個人や団体が協力して、町道等の公共施設の環境美化活動を行い、きれいな公共空間の創出を図ることを目的としており、活動していただく個人や団体を随時募集しています。

- ▶対象／個人または団体、学校、企業等
- ▶活動場所／地域の町道、河川、公園等の公共施設
- ▶活動内容／草花の植栽および花壇等の管理、除草および散乱ごみの収集、道路等の破損および収集困難な大量のごみや不法投棄の情報提供等
- ▶町の支援
 - かま、ほうき、ちりとり、ゴミ袋などの必要な物品・用具等の支給または貸与
 - 収集ごみ等の回収(大量な場合のみ)
 - 活動者名を記した看板の設置



本村昭和会による天沼通り線の植栽活動

- ▶申し込み

町道、河川等については建設課、公園については都市計画課にそれぞれ備え付けてある届出書に必要事項を記入し、各課へ提出してください。

☎ 建設課(☎ 581・2121内線233)
都市計画課(☎ 581・2121内線242)

お知らせ 寄居とろとろナスが収穫期を迎えました！

寄居とろとろナス研究会では、町の特産品「寄居とろとろナス」の生産に取り組んでいます。寄居とろとろナスは青ナスの一種で、長卵型で大きいのが特徴です。加熱調理すると、果肉がとろけて、とても柔らかくなることが名前の由縁です。町では平成30年度に商標登録し、新たな特産品として産地化に向けた支援をしています。町内2カ所のふかや農業協同組合の直売所等で販売していますので、収穫期を迎えた寄居とろとろナスをぜひ味わってみてください。



☎ ふかや農業協同組合(JAふかや)
●男衾農産物直売所(☎ 582・0909)
●用土農産物直売センター(☎ 584・2110)

お知らせ 新型コロナウイルス感染症・原油高騰対策 農業者経営継続支援事業補助金

町では、長期化している新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油高騰の影響を受けている農業者の経営継続を支援することを目的として農業者経営継続支援事業補助金を交付します。

- ▶対象／農業共済または収入保険に加入し、町内に住所を有する個人または法人
- ▶補助金額／令和4年中に支払った農業共済または収入保険掛け金額の **2分の1**
※ただし、建物共済、農機具損害共済および収入保険の積立金部分は除く。
- ▶申請方法

町公式ホームページから申請書を取得し、必要書類を添付のうえ、農林課へ持参、または郵送で申請してください。
- ▶申請期間／12月28日(水)まで(消印有効)
- ▶申請先・問い合わせ

農林課
〒369-1292 住所記載不要
☎ 581・2121内線401



申請案内・必要書類は
コチラ

消費生活 コラム

今月は「定期購入トラブル」

消費生活トラブルは身の回りに潜んでいます。被害を防止するために、悪質業者の手口や被害事例等を紹介します。「もしかして…」、「困ったな」と思ったら、一人で悩まず、消費生活センターにご相談ください。

※相談日や時間等の詳細は本誌32頁をご覧ください。

☎ 商工観光課(☎ 581・2121内線453)

定期購入トラブルが増加しています！

「インターネット通販サイト(ネット通販)で『初回無料』、『お試し価格』の広告を見て、お試しのつもりで購入したら定期購入の契約だった」というような定期購入のトラブルが年々増加しています。



- 【トラブル事例】
- ネット通販で「初回550円」という表示を見て化粧品を注文したところ、2回目以降が高額な定期購入だったため、解約の電話をしたがつかない。
- 「いつでも解約可能」という表示を見て、定期購入のダイエツサプリメントを注文したところ、初回のみで解約するには条件がついていた。

アドバイス

法改正により、販売業者等は通販サイトの最終確認画面で、分量、販売価格・対価、支払時期・方法、申込解除(解約)に関すること等の契約における基本事項を分かりやすく表示することが義務付けられています。そのため、ネット通販の最終確認画面で契約における基本事項の表示がなかったり、誤認させるような表示があったりした場合、消費者は契約を取り消せる可能性があります。

トラブルに巻き込まれないために

- ネット通販で申し込むときは、最終確認画面を慎重に確認し、画面の印刷やスクリーンショットを撮るなどし、表示されていた契約条件を証拠として残しましょう。
- ネット通販は無条件で契約を解除できる「クーリング・オフ」制度がありません。注文の際に納得できない点がある場合は、注文を見合わせましょう。

お知らせ 令和4年4月1日以降に出産された皆さんへ 寄居町すくすく子育て応援特別給付金について

町では、子育て世帯への独自の支援として、寄居町子育て世帯への臨時特別給付金の基準日を過ぎて生まれた子どもを対象に、10万円の給付金を支給します。

- ▶対象の子ども／令和4年4月1日から令和5年2月28日までに寄居町民として生まれた子ども
- ▶支給金額／対象の子ども1人につき **10** 万円
- ▶申請できる方／対象の子どもを出産された方または対象の子どもを監護している方
- ▶申請要件／申請日時点において、申請できる方および対象の子どもの住民登録が引き続き寄居町にある方
※申請日までに、対象の子どもと申請できる方が寄居町を転出した場合は支給対象外です。
- ▶必要書類等／①寄居町すくすく子育て応援特別給付金支給申請書、②申請者の公的身分証明書(運転免許証等)の写し、③申請者名義の通帳等の写し
※申請書様式は、申請できる方に郵送、子育て支援課で配布するほか、町公式ホームページからも取得できます。
- ▶申請方法／必要書類等を子育て支援課へ持参、または郵送で提出してください。
- ▶申請期限／令和5年3月14日(火)消印有効

☎ 子育て支援課(☎ 581・2121内線205)

お知らせ 児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給資格がある皆さんへ 現況届(所得状況届)をご提出ください！

現況届(所得状況届)とは、児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給資格状況を確認するために必要な届出です。対象となる方には、手続きの案内等を送付しましたので、必要書類を添付して、子育て支援課へ提出してください。

※受付期間を過ぎて提出した場合は、手当の支給が遅れる場合がありますのでご注意ください。

児童扶養手当 父母の離婚、父または母の死亡等によって、父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、子どもを育てている父または母に一定の障害があるときに支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

特別児童扶養手当 精神または身体に一定の障害のある子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

▶対象児童／18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、または一定の障害がある20歳未満の児童

▶受付期間／**児童扶養手当** 8月31日(水)まで
特別児童扶養手当 8月12日(金)～9月12日(月)

※支給には所得制限があります。

☎ 子育て支援課(☎ 581・2121内線204)